

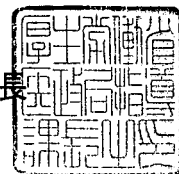


医政指発第 0331006 号

平成 17 年 3 月 31 日

(社) 日本病院会会長 殿

厚生労働省医政局指導課長



事後検証における患者に関する情報の取扱いについて

厚生労働行政の推進につきましては、平素より格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、今般、別添の通り各都道府県衛生主管部（局）長に対して通知を発出いたしましたので、御了知いただきますとともに、会員各位に広く周知されることについて格段の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

(写)

医政指発第0331005号
消防救第97号
平成17年3月31日

各都道府県 { 衛生主管部(局)長
消防主管部(局)長 } 殿

厚生労働省医政局指導課長

消防庁救急救助課長

事後検証における患者に関する情報の取扱いについて

「救急救命士の薬剤投与の実施に係るメディカルコントロール体制の充実強化について」(平成17年3月10日付け消防救第70号・医政指発第0310003号)等において、事後検証の実施を含めたメディカルコントロール体制の充実強化についてお願いしているところであるが、平成17年4月1日から「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」が全面施行されるとともに、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)」及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)」が施行されることに伴い、事後検証において患者に関する情報を収集し、メディカルコントロール協議会に提供するに当たっては、下記に留意されたい。

また、貴都道府県内市町村(消防の事務を処理する組合を含む。)、関係団体等に対して、この旨周知願いたい。

記

- 1 事後検証においては、消防機関等関係行政機関が、医療機関の保有する患者に関する情報を収集し、メディカルコントロール協議会に提供するに当たっては、傷病者を特定できないよう匿名化する等により、個人情報の保護に関する法律第2条第1項、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第2条2項及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第2条2項に規定する「個人情報」に該当しない範囲内の情報にとどめること。
- 2 事後検証のために、個人情報の保護に関する法律第2条第3項に規定する「個人情報取扱事業者」に該当する医療機関が保有する患者に関する情報を消防機関等関係行政機関に提供する場合は、同法第23条第1項第3号に該当すると考えられること。
- 3 事後検証のために、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第1項に規定する「行政機関」に該当する医療機関が保有する患者に関する情報を消防機関等関係行政機関に提供する場合は、同法第8条第2項第3号に該当すると考えられること。

- 4 事後検証のために、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第1項に規定する「独立行政法人等」に該当する医療機関が保有する患者に関する情報を消防機関等関係行政機関に提供する場合は、同法第9条第2項第3号に該当すると考えられること。